

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

定足数に達しましたので、ただ今から、平成27年只見町議会1月会議を開会いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、3番、佐藤孝義君、4番、山岸フミ子君の両名を指名いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長の行政諸報告

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、町長から行政諸報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） おはようございます。

行政諸報告を申し上げます。

一つ、豪雪対策本部の設置について。昨年12月からの積雪により、福島県指定観測地点での積雪深が只見町豪雪対策要綱による警戒積雪深260センチメートルに近づき、今後も多くの降雪が予想され、住民生活に混乱を招く恐れがあること。また雪による事故の更なる発生を防止するため、平成27年1月20日、火曜日、14時をもって、只見町豪雪対策本

部を設置し、議員各位をはじめ関係機関にお知らせいたしました。また、住民の皆様へは1月23日付発行のおしらせばんにより、除雪及び交通等の安全対策と併せて周知を行ったところであります。今後につきましても、交通等のライフラインの確保はもとより、住民生活の安心、安全のため万全を期してまいります。豪雨対策本部設置時積雪深、平成27年1月20日観測、寄岩で252センチ、只見原で239センチとなっております。

二つ目、運転免許の自主返納手続きについて。これまで運転免許の申請取消、自主返納、及び運転免許経歴証明書交付申請の事務は、運転免許センターまたは警察署において取扱うこととなっておりますが、高齢運転者や家族の利便性の向上を図るため、平成27年1月21日から町内の3駐在所を含む県内の一部の駐在所において行うことができることとなりました。

3、東北、全国中学校スキー大会競技大会への出場について。1月13日から猪苗代町で開催された県中体連スキー競技会において、只見中学校特設スキー部が好成績を修め、1月23日から25日に岩手県で行われた東北大会にアルペン競技に3名、クロスカントリー競技に3名が出場しました。また、2月5日から8日に青森県で行われる全国大会にアルペン競技に3名、クロスカントリー競技に1名が出場いたします。只見町の代表として、おおいに活躍してくれることを期待しております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これで行政諸報告は終わりました。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎請願・陳情付託

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第3、請願・陳情付託に入ります。

本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおりであります。

これを所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、請願・陳情文書表のとおり付託することに決定いたしました。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、議案第1号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） それでは、議案第1号 工事請負契約の変更についてご説明を申し上げます。

内容につきましては工事請負契約の変更ということでございまして、契約の目的、林道災害復旧工事、白沢線3号箇所②箇所でございます。契約の相手方、南会津郡只見町大字福井字久保田1251、朝日建設株式会社、代表取締役、五十嵐博之。変更内容につきましては請負金額の変更でございます。変更前が6,750万円、変更後が7,369万7,040円ということでございまして、619万7,040円の増額となっております。変更の理由でございますけれども、昨年7月の大雨によりまして、一部、増破等がございまして、その増破等に対応するための工事内容の変更でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第1号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第5、議案第2号 平成26年度只見町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

以下、担当課長、説明願います。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 議案第2号 平成26年度只見町一般会計補正予算（第9号）を説明いたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ998万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億2,641万円とするものでございます。

ページをめくっていただきたいと思いますが、4ページ・5ページが事項別明細の総括表になっておりますので、項目多くございませんので、4ページ・5ページはご覧をいただければと思います。

6ページが歳入になります。まず県支出金、県委託金につきましては歩道除雪委託金が200万円の増額。それから基金繰入金といたしまして、この後、歳出で説明いたします自然首都・只見応援基金と豪雨災害復興基金を繰入するという歳入予算になっております。

次に、7ページからの歳出予算になりますが、説明にあたりまして資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○総合政策課長（渡部勇夫君） すみません。今ほど2種類の資料を配付させていただきました。

た。

一つは、ふるさと納税寄附者に対するお礼の品について。右上に資料と書いております3枚ホッチキス止めの資料が一つと、もう一つあの、ふるさと納税特典品というA3の、開きますとA3になる資料と2種類配付させていただきました。これも使いながら説明させていただきたいと思います。

それでは、予算書の7ページでございますが、総務費の総務管理費、目の総合政策費でございますが、今般、委託料として80万円、内容はふるさと納税返礼業務委託料80万円。その下に、ふるさと納税支援システム使用料18万円ということで、ふるさと納税の返礼関係で併せて98万円の予算をお願いするものでございます。

資料とあります3枚綴りの資料をまずご覧いただきたいと思います。これにつきましては、昨年12月からクレジット決済が可能となりましたが、今まで只見町へ寄附いただく方へのお礼の品は差し上げておりませんでした。2月14日からお礼の品を送らせていただきたいというものでございます。これを通じて只見町の魅力の発信にもなって、地域活性化を推進したいというものでございます。いろいろ、品数、これが第一弾でありますので、今後、さらに第二弾、第三弾というふうに、品を増やしていきたいというふうに考えております。まず第一弾の品を選ぶにあたりましては、ユネスコエコパークに登録された町としての価値・魅力を発信したいということ。あと只見の資源、伝統的技術を利用した只見地域特有のものにしたいということ。あとは自然首都・只見のイメージにふさわしいものにしたいということで、この3点をポイントととらえまして選定したところでございます。具体的には、自然首都・只見伝承産品ブランド化支援補助金を受けた産品を第一弾として今回、選定させていただきました。そして、開始予定日は来たる2月14日、雪まつり、ふるさとの雪まつりに合わせまして、ふるさと納税の返礼を開始したいというふうに考えております。お礼のルールとございますが、1万以上の寄附をいただいた方に対しまして伝承産品を一品進呈いたしたいというものでございます。単価につきましては、各産品の単価等を考慮いたしまして送料込みで4,000円程度としたいというものでございます。また、町内在住者からの寄附に対しては送らないというふうにございます。只見町に住所を有する方につきましては対象外とさせていただきたいということでございます。希少であり数に限りがあるためというふうにございます。もう一つあの、極めてあの、数値的なこととございますが、税額控除で町の税金が減ってしまうと。その分、寄附で増えるわけですから、相殺されるというか、

差引同じなんです、そこに商品と送るということは、その分、負担が逆に多くなるということになります。これが町外の方ですと、納税は他の市町村の税額が減って、町の寄附金が増えるということですから、その寄附金のうち4,000円程度の品を、気持ちを示すというのは、そういった面からも差し支えないかと思いますが、そういったこともありまして、町内在住者の方につきましては寄附のお礼の対象にはしないという考え方でございます。で、品の一覧といたしましては、1番から10番までございます。そして、その写真は2枚目にそれぞれあります。あと予算につきましては、今般お願いしておりますのが想定額200万円ということで、4,000円かける200件で80万。それからシステム委託料が寄附額の9パーセントを支出ということで、200万の9パーセントで18万ということで予算を積算しております。一枚めくっていただいて、先ほど申し上げましたが、第一弾の産品がここにあるような①のまたたび細工から⑩の泉太のどぶろくまで、このようなラインナップを考えております。第二弾、第三弾でこの返礼品の充実を図っていきたいというふうに考えております。一番最後はふるさと納税ポータルサイトということで、ふるさとチョイスというふうに普段呼ばれておりますが、2012年9月現在ではこのように多くの自治体でこういったウェブサイトを開いております。その下のほうに公金の支払と連携ということで、こういったサイトのコピーを添付させていただきました。

もう一つの資料をご覧ください。A3版のものです。これにつきましてはふるさと納税特典品ということで、商品手配・出荷管理一括請負の提案ということで、RHトラベラー株式会社という会社でございまして、中ほど見ていただきますと、ふるさと納税の悩みをお聞かせください等々ありますが、このような形で全国の多くの市町村がこの会社を通じまして、ふるさと納税に対する返礼業務を行っているということでございまして、右側のほうにプログラムのスキームというのがここに書かれておりますので、ここら辺もご覧をいただきたいと思っております。一番裏側になりますが、この会社の概要というのがございまして、これは本社は東京都にございまして、このように資本金、売上高、従業員数というふうに、いろいろ会社の概要が書かれております。非常にふるさと納税のこのような業務に関しましては、多くのシェアを占めておりまして、様々なノウハウを持っているということから、本町におきましてもこの会社に委託して只見の魅力が発信できるように、ふるさと納税の返礼を通じて、また地域の振興に繋がるようにしていきたいという考え方から、今般、予算をお願いしておりますので、是非お願いしたいと思っております。

次に、ブナセンター費でございます。施設工事費518万円でございますが、これはあの、昨年の11月の13日の朝、ブナセンターの入り口、入って右手の内壁のコンクリート片の剥離、落下が、職員が出勤したときに発見いたしました。幸い、おそらく夜間の出来事だったのではないかなと思います。怪我をされた方等はいらっしゃいません。早速、その辺のエリアを立ち入り禁止にしまして安全対策を講じまして、またさらに他の場所につきましても、そのような場所がないかどうか緊急点検いたしました。その結果、他の箇所も含めてそのような懸念があるところがわかりましたので、その部分も含めまして緊急性があるというふうに判断して今回予算提案をしております。今度は石膏ボード貼りにしたいということでありまして、2月・3月の比較的、入館者が少ないときに、その安全対策の工事をしたいというものでございますのでお願いしたいと思います。

○教育次長（馬場博美君）　続きまして、分庁舎管理費になります。豪雪対策本部が設置されたことに伴いまして、除雪業務の委託料として現在の残額を考慮しまして、4人役ほど増額をさせていただきたいものと、自動車等の借上につきましても、校舎側の屋上と体育館側の屋上の除雪に関しましてクレーンの借上を一部増額させていただきたいものでございます。

○町民生活課長（新國元久君）　続きまして、交通安全対策費についてご説明を申し上げます。報償費、運転免許自主返納者報償費ということで30万円の増額をお願いをしております。この事業であります。報奨金、運転免許の自主返納なさった方の申請に基づきまして、最大5万円の雪んこタクシーの券を贈呈するというものであります。当初、20人分、100万円を予算化をお願いをして議決をいただいたところであります。本日現在、19人の方の申し出がありまして95万円の執行ということになってございます。まだあの、平成26年度、残余2ヶ月あまりでございますので、今後の不足が見込まれるということ。併せまして、先ほど行政諸報告でも申し上げました。町内での申請が可能ということで申し出をなさる方、冬期間であっても申し出をなさる方が若干増えるのではないかなということに対応させていただきたいための予算30万円をお願いするものであります。

○保健福祉課長（横山祐介君）　それでは民生費の、1目、社会福祉総務費でございます。扶助費で今回、除雪支援事業給付費ということで490万4,000円を補正しております。これにつきましては、豪雪対策本部に伴いまして、支援事業の今現在までの実績であったり、今後の降雪や事業の実施状況に対応するためということでの補正でございます。よろしくお願いたします。

それから、その次でございます。衛生費の保健センター費でございます。補正額が22万7,000円ということでございまして、これにつきましては保健福祉センターの周辺のまあ、除雪に係る賃金ということで今回計上させていただいております。

以上です。

○農林振興課長（二階堂一広君） 続きまして、農林水産業費、農業費の農業振興費でございます。負担金、補助金及び交付金。そのうち補助金の豪雨災害農業機械修繕・再取得経営持続事業の補助金700万円をお願いするものでございます。この事業につきましては、豪雨災害により農業機械に被害を受けました農業者等に農業機械の修繕・再取得。こちらに対して補助をする事業でございます。23年度から実施をしておるものでございます。今回、この事業について改正を考えております。中小企業等豪雨災害復旧・復興支援事業補助金。こちらが昨年、拡充されたことに伴いまして、農業分野において同様の支援を行いましたこの事業について、同様の拡充を図るものでございます。具体的には補助対象金額の拡充及び補助率の引き上げでございます。金額につきましては、今回の拡充に合わせた金額及び過年度に支出しております当該補助金の391万1,000円。こちらを合わせまして700万円の予算をお願いするものでございます。財源につきましては中小企業の補助金と同様、豪雨災害復興基金を充当させていただきたいと考えております。

以上です。

○観光商工課長（渡部公三君） 続きまして、商工費を説明申し上げます。観光施設費でございますが、8ページの下段であります。除雪に関する補正でございます。賃金、それからその下の使用料、賃借料でございますが、合わせて34万ということで、公衆トイレ等を含めます観光施設の除雪費に充てたいということでお願いするものでございます。よろしく願いします。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続きまして、9ページです。土木費の道路維持費。需用費につきましては除雪ブル分23台の年度内の修繕の追加をお願いしております。委託料。町道除雪委託料につきましても、年度内、不足額が生じる可能性がありますので、お願いをしております。歩道除雪委託。これは道路管理者の県から委託を受けまして除雪をしておるものでございます。この200万円の支出追加分は歳入にも計上をしております。よろしく願いいたします。

○町民生活課長（新國元久君） 続きまして、9ページ、中段の消防費についてご説明を申し



上げます。目の1、非常備消防総務費であります、委託料6万円をお願いしてございます。これ、やはりあの、今年の豪雪に鑑みまして、駅前の屯所等の消防施設の除雪委託。これをお願いをするものでございます。使用料につきましては、併せまして、消防施設の除雪のための機械借上料。これを追加でお願いするものであります。続きまして、目の3、水防費であります、委託料2万4,000円をお願いしてございます。これにつきましては水防倉庫の除雪費。この増額をお願いするものであります。

○教育次長（馬場博美君） 続きまして、下段の教育費の小学校費、学校管理費になりますが、こちらの除雪機械借上料につきましては、雪庇等のできた場合の落とす関係の高所作業車代を要求させていただいております。

続いて、次ページになりますが、中学校費の教育振興費になります。こちらにつきましては、町長の行政諸報告のほうでも申し上げさせていただいておりますが、中体連等の補助金ということで、来週、全国大会のほうに只見中学校の特設スキー部が参加しまして、そちらのほうの補助金として不足が見込まれますので、50万円ほど増額をお願いしたいとしますのでございます。

続いて、教育費、社会教育費の文化財保護費であります、除雪等賃金につきましては5人役ほど増額をお願いするものでございます。続いて、使用料及び賃借料の除雪機械借上料につきましては、重機の除雪をする関係から、その増額をお願いするものでございます。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 最後、予備費になりますが、以上の予算を編成するにあたりまして、予備費4,991万3,000円を減額して調整いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） 今、説明を受けたわけでございますが、8ページ、農業振興費の豪雨災害関係の説明。これあの、先日開催されました、1月21日の総務厚生常任委員会において、担当課長に対して資料要求をしております。その資料に基づいた説明を受けたいということを書いてあるわけですが、その辺のところはどうなっているのかお聞きします。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） 先日の総務厚生常任委員会のほうで資料要求ございまして、認定農業者に係りますリストということで、事務局のほうを通じまして資料のほうはお渡し

しているところでございます。それで、認定農業者につきましては、現在44名ということでございまして、今回の豪雨災害の機械の補助でございますけれども、補助率につきましては、この補助、認定農業者に対しましては2分の1でありましたが、今回、改正に伴いまして3分の2以内、それ以外の方については3分の1であったものを2分の1にしたいというふうな形で考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） あの、資料、もらってあるそうですから、資料の配付をいたします。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 農林課長、なんか、この資料について説明がありましたらお願いします。

農林課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） ただ今お配りした資料についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、現在、只見町で認定農業者として認定されている方の名簿44名でございます。内容につきましては、経営面積等記載してございますけれども、経営面積、家族従事者、従事者等の内容につきましては、これはあの、経営計画認定時の内容となっております。あと後継者につきましては、経営従事者のほうから判断した内容でございます。資料については以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） これも総務委員会の時に確認した話を追確認するわけですが、当然、豪雨災害でありますから、7月29日に起こった、被災した機械・器物の再取得なり修繕ということでしょうか、当然あの、この何名かの中に、当時、罹災証明をもらって、当時の被災だということがはっきりわかっておる方が、当然、当局で把握されておると思いますが、その中の該当者は誰ですかね。今回、追加になった分で。

○議長（齋藤邦夫君） 農林課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） この中につきましては、人数のみで大変恐縮ですけれども、現在、8名、すでにこの事業におきまして補助金を交付させていただいておりますけれども、そのうち認定農業者3名ということで交付を差し上げているところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 委員会で確認したことと、本会議で確認したこととは、また意味が違うわけですが、まあ8名の方が罹災証明をもらっていらっしゃる。過去に補助金を

受けていらっしゃるということ、8名の方はこれはもう、当然、該当されるんだと思いますが、そのうち、さらに8名の外枠の3名の方が、内枠ですか、内枠として3名の方が罹災証明をもらっておられるということで、現状その、当時、災害を受けたことに起因する修繕ないしは再開ということでは使えないという制度ですから、最大8名ということで理解してよろしいでしょうか。例外があるとすれば、当時、もらった罹災証明書があって、さらに、その時やらなかったから今回という方も、可能性としてはないわけではありませんが、これは考えにくいので、やはり、現状、当時の罹災証明、被災をしたという方が8名おられるということは、この8名ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） この補助金につきましては、先ほどもご説明申し上げましたが、すでに8名の方に対して交付を差し上げているところでございます。内訳としまして認定農業者が3名ということでございまして、交付時にですね、罹災なりの確認はさせていただいているところでございます。今回あの、補助の内容、拡充することに伴いまして、新規の申請というのが出てくる可能性がございますけれども、基本的には現在、すでに交付してますこの8名に対する拡充ということで現在のところは考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 私の質問もですね、委員会、私、経済文教のほうなんです、委員会の説明の時に、私はこの中で認定、課長の説明なんです、要は、中小企業の方の援助の例に倣ってというお話がございました。そうした中で、認定農業者については、3分の2を補助すると。で、認定農業者以外については2分の1を出すというお話がございました。私はあの、この災害の趣旨で、それに対する補助の趣旨。そういった面からいって、やはりその、認定農業者とか、それ以外とか、そういったものは、おかしいんでないですかというお話を申しあげました。そうしましたら、課長は、検討しますというお話がございました。先ほども大塚委員のほうからございましたが、少なくとも委員会で、そうした、検討するといったような事項については、私はこの予算説明の時に、その一連の流れとして、私は説明を受けたい。それが私は、なんていますか、当然のことではないかと思うんですが、まあ、それはそれとして、その検討の結果を教えてください。要は、認定農業者は3分の2、認定以外は2分の1という説明がございましたが、これについて、課長は検討するというふうに約束

されましたので、役場の内部の方々と検討されたと思うんですが、検討の結果について、この関係についてはされませんでしたので、わかるように、その検討の結果を教えていただきたい、そのように思います。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） それでは、経済委員会のごとき、今、ご質問のありましたような内容、受け賜っておりますので、その内容についてご説明したいと思います。この補助金につきましては、当初より、認定農業者とそれ以外の方について、率の差を設けているところでございます。で、今回の改正内容につきましては、中小企業者の補助金、こちらの拡充内容に合わせた改正を行いたいということでございまして、中小企業者のほうの率のほうは3分の2ということございまして、認定農業者とそれ以外の方についての差については6分の1になりますが、それを維持したうえで、認定農業者のほうは3分の2、それ以外の方については2分の1ということにさせていただきたいということでございます。この制度も含めてですね、認定農業者等について、より手厚い支援ということの施策を行っておりますので、この内容につきましては当初の制度を引き継いでですね、そのような形で率の差を設けたままの制度の改正をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 今伺いました。今伺った中身では、私は委員会の席でも同じような説明が、私はできたんでないかなというふうに思います。やはりあの、この豪雨災害の、東京電力ですか、違いました、東北電力と電源開発が、この地域の一带の経済復興とか、そういったことを願って、10億・10億というお金を出していただいたと。そして、それが、こうした形で予算化されるわけなんです、私ども当初の説明に、なかなか、全般的に気が付かなかった面もございまして。私は、やはりあの、こうした復興については、認定農業者も、認定農業者以外も、同じトラクター流されたのに、片方は2分の1だと、片方は3分の2だと、微妙な違いだと言われるのかもしれませんが、私はやはりそこに、町の姿勢、町がそうした復興を願っているということを考えた場合、わずかの認定農業者だけでなく、私は広い意味で、こうした資金が拡充するということを私はお願いして検討してもらったわけです。そして、中小企業のほうは、認定も認定外もないですよ。農業だって、そういう面から、認定も、認定外も、私はないと思います。

〔「同感」と呼ぶ者あり〕

○2番（藤田 力君） そうした、ありがとうございます。そうしたことを、なんで、こういうその、分け隔てをするのか。私はこういう考え方が、やはり、災害時にまで出るということ、私は極めて遺憾なんです、課長あの、どういう方と協議されました。協議されたメンバーを教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） この内容につきましては、委員会のほうでお話をいただきましたので、内容については、町長のほうとお話をさせていただきました。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） この件につきましては、考え方でございますが、従来、農業者に対する支援につきましては、認定農業者といったような地域の農業を多く担ってもらっている役割の方々、またはこういった高齢化の中で、そういう認定農業者を育てていかなければいけないという意味で、インセンティブも含めて、認定農業者に対する手厚い支援をしてきたところでございます。この辺につきましては、先般の23年度豪雨災害においても、この補助率の決定につきましては、そういったことも含めて皆さんのご意見を交わさせていただいたという認識に立っているわけでございます、今般の復興基金の提供を受けて、そして今般、商工関係のほうも、さらなる支援ということの拡充を、今般を機に、皆さん方にもご意見をいただいて、従来、そういった23年当時できなかったことも、流れの中でですね、やってきたわけですが、なぜその、商工業者は、それぞれの大規模商工業者だとか、個人の自営というような規模のこともあろうかと思っておりますけれども、農業につきましては従来、そういった形の中で取り組んできたことは、やはりあの、災害時だからという、そのご意見も、お気持ちも、趣旨も、わからないわけではございません。しかし、それを踏まえて3年前の論議の中でも意見を交わさせてもらったその捉え方を、これは従前の形の中で、それは合意形成の中で、そういったことをご理解いただいたというふうに私は思っておりますし、そして今般の、今般はそこを拡充していくんだというような、その前提の中での拡充ということをご理解いただければなというふうに私は思います。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 今、町長申されました中で、私も思うんですよ。やっぱりその、さらなる支援というお言葉をお使いになりましたが、私はやはりあの、今回の災害について、本当に地域の産業復興がこれで済んだかということを考えますと、本当に、公共事業、そうし

た関連については着々と進んでいるように思うんですが、農業の関係の復興については、極めて私は復興してない。そして、高齢化の中で、特にこの、只見地区っていうのはあまり好きじゃないんですが、旧只見地区については、本当にその、耕作放棄地が、もう、目に余るものがある。そうした中で、やはり、こうした検討の過程の中で、さらなる支援ということが、できるのであれば、私はやはり、こうした復旧くらいは、さらなる支援をしていただいて、本当にそういう、9億円のお金からもらえたんだといったような声が、町内に、あちこちに聞こえるように、私は拡充する検討をしていただきたかったなというふうに思って、私は質問をさせていただきました。

町長あの、最後に聞きますが、3回目ですから、こうしたものについての拡充は必要ないというふうに判断されたというふうに理解してよろしいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 必要ないという意味ではなくて、さらなる拡充という考え方は、金額ばかりのことではないんだろうなというふうに私思っております。したがって、今後の農業対策、これだけ厳しい、特に水田に関する、米というものに対する状況の変化が極めて厳しい状況になりつつあります。現在でも厳しいし、尚且つ今、協定審議されておるTPPの行方もいろいろな課題があるかと思えますし、したがって、今後、我々がさらなる拡充という考え方は、構造的なこの社会変化の中に、今度、行政としてどういう施策が本当に望まれ、我々も恒久的といえますか、永続的な形の中で今、我々が今悩んでいるのは、一過性の流れの中で悩むというよりも、今、基本的に、根本的に、悩み考えなきゃいけないのは、極めて水田農業が今後は構造的に長期間に亘って厳しい環境になっていく。それに対して、今まで我々、国・県というものを、ひとつ基本として、そこに上乘せの補助のあり方をやってきた。今回もそうです。今回もその前提に立っておりますが、今後、皆さんとやっぱり、きっちり論議しなきゃいけないのは、この状況に対して、遊休農地対策もそうですけれども、一過性の米価に対してもそうですけれども、その時その時の一過性に対して所得補償であったり、米価対策、下落対策といったような、時限に限った施策で今まではまあ、なんとか乗り切ってきた点もあるけれども、今後それを乗り越えた、いわゆるこの状況の変化に対して、どうしたら一番的確に、且つ、将来性を展望できる施策ができるのかということが、非常に難しいことではありますけれども、ここに我々は今、町としても、そしてまた皆さんと共にですね、そういった観点からの施策のあり方という意味における、さらなる拡充と

いうか、金額ばかりでないといったのは、そういう意味において、今、根本的に取り直さなきゃならない施策が今求められている時代になったなど。そういったことを改めてですね、本当は、制度としては、先般の23年度における、災害における支援と、併せてその支援の率の拡充ということで、ご理解いただいて、今、議員がご指摘いただいたようなことにつきましては、これからの、長い長い、これからの、この只見町における生き残りをかけた施策というものが、どういうことができるのかなということを議論させていただければなという思いでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

3番、佐藤孝義君。

○3番（佐藤孝義君） 私、別の質問なんですけど、ふるさと納税の特典品ですか。これ、資料、初めて見させていただいたんですけども、これ、始まって良かったなという思いはしたんですけど、これ、外部に委託されるということなんですけど、我々の委員会でちょっと聞いてなかったものですから、もうちょっと詳しく説明願えればなというふうに思います。というのは、これ、自分の町内では、どなたもできなかったのかなというのが1点ありますし、どこまでこれ、委託されたほうが、全部委託されるのか。その辺もちょっと、もうちょっと詳しく説明願いたいなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） このA3の資料をあらためてご覧いただきたいと思いますが、どこまでということですが、これはあの、商品の手配から、出荷管理、一括請負をしていただくという内容でございます。そして、おっしゃるように町内でできないのかなというふうに、勿論、考えました。が、残念ながら、一括でやってもらえるところは、現在のところ見つからないというか、まだそこまでの業者さんが、目星がついておりませんので、将来、もしこの辺が、さっきの産品の充実と併せて、将来そういったことが、請負がうちのほうでも可能だよというところが町内に出てくれば、そこに改めてお願いするということは当然可能だというふうに考えておりますが、やはりあの、多くの自治体を抱えていて経験豊富な、この業者さんに委託したほうが、スピーディーに間違いなくできると、最初が肝心だと思いますので、そういったことで今般はこの業者さんをお願いしますが、将来に亘っては3番議員おっしゃるように、そういったところが出てまいれば、そこにお願いするということも可能だと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、佐藤孝義君。

○3番（佐藤孝義君） わかりました。じゃあ、一応は検討したと、町内あつたということであれば、良いと思います。で、この業者さん、結局あの、ふるさと納税のPRも、してくれるわけですね。結局、こういう、サイトに出して。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 今度はあの、連携してくるんですが、別の3枚綴りの一番最後に、ポータルサイト、ふるさと納税ポータルサイト、ふるさとチョイスと。ふるさとチョイスって入力すると、そういうサイト出てきますが、そこで全国の自治体が出てきまして、そこでその、福島県只見町とかがってクリックすると、今はお返しする商品はありません、とかがっていうふうに出てきます。あとは、あるところは金額によっていろいろな商品が写真付きで出てきます。そこら辺と連携を図っておりますので、昨年の12月から、紙のやりとりをしなくても、もう電子決済で納税もできるようになってますので、そこと連動しておりますので、その利便性をうまく使わせていただいて、町の情報発信をしていきたいというふうを考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 今、3番さんの質問と重複するわけですが、ふるさと納税の趣旨そのものは、疲弊していく生まれ育った我が町、集団就職に乗って行ったけども、大変そうだと。それでまあ、幾ばくかの振興のためにお金、手伝いましょうと。あるいは自分が好きな地域に対してお金を出しましょうと。お金、気持ちを出しましょうという、元来の趣旨がある、その共通理解をしておると思うんですが、当局も私も。しかし、結果してそれが、外部からせつかくお金をいただいた、200万なら200万のお金を、そっくりそのまま外部の東京に支払ってしまうというのは、お金の流れとして、ふるさと納税をされた方の気持ちを無にするものではないかなと。それはたしかに、パッケージでこういうふうにやっしまえば楽だと思います。しかしあの、町内のものを外部にお金を出して、そのお金は原資は外部にいつてしまつて、地域おこしにあまりならないと。金額見ますとそうですわな。大体。この計算式がこのとおりだとすれば。これあの、1月補正予算でありますから、26年度予算としての提案でありますので、私あの、これについて、今の時期、仕方ないなと思うわけですが、なんとかこれを、町外の融資の方々からいただいたお金が外部に漏れない、1円も出さ



ないという形で完結していただきたいものであります。については、私は可能性がある、セクターも私はあると思いますし、現実あの、この前も実はそのセクター、スキー場行ってきたんですが、そんなに忙しくもないようですし、このぐらいのことを、お金として収入を得るだけの努力をしても、問題はないんじゃないかと。むしろ、そのお金が公社の職員の賃金になったり、あるいは湯ら里の売り上げに繋がったりということのほうが良いんじゃないか。来年、平成26年度の、このふるさと納税を贈る、こういった東京の会社から、只見町の地元の物産の会社を選定し直すというつもりはありませんか。ふるさと納税の趣旨と違うんじゃないかということが一番気になりますので、来年度に向けて検討をお願いしますとともに、そのふるさと納税の趣旨の確認を一回したいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） ご質問は、ここでいいます、18万円部分に係るご質問だなというふうに思って受け止めておりますけども、品物は地元の産品を使いますから、地元の商店といえますか、この方に、生産者の方にお金は落ちます。あとは送料は地元で、いろいろな運送業者ありますから、そこで手数料、そこに落ちます。ですから、あとは、外に、東京にいくと言われましたのは、その9パーセント部分の18万円のことだというふうに思います。ですから、それについてもということではありますが、まあ、これにつきましてはさっき3番議員にお答えしたとおり、やっぱり慣れているところにやってもらったほうが、スタート段階では良いだろうということでもありますから、7番議員おっしゃるように、地元でできて、同じレベルでできる場所があれば、それは3番議員にお答えしたとおり、そこをお願いすることが可能だということであればお願いしたいと思いますが、そういったスタートにあたっては間違いのないように、スタート時点でトラブルがあると、当然困りますので、慣れているところに、ちょっと慎重だというふうにおっしゃるかもしれませんが、お願いしたいと。で、その状況を見て、それは検討していきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

8番、目黒仁也君。

○8番（目黒仁也君） ふるさと納税の関係で1点お伺いします。

第二弾、第三弾を、いつ頃、どのように打たれるのか。で、その三弾までの全体的なお考え、またはその、いわゆる寄附の、何年間にどのくらいの寄附を目標とされているのか等等、おありになればお伺いしたい。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 現在は、大体あの、いただいております寄附額につきましては、24年度の実績は、32件で123万円。で、25年度が48件で306万円。そして、26年度が、本日現在で49件、194万円という状況でございます。これを、できれば年間500万程度までもっていけることができればなと思いますが、それがすぐ27年度に達成できるかどうかはわかりませんが、500万をひとつの目標としてやっていきたいというふうに考えております。あとは品数、いろいろ町内でも議論しましたが、例えば一番、こう、どなたも思い浮かべるお米、只見のおいしいお米について、今回入ってません。ですからそこは、是非、お米も入れたいと思っておりますし、それ以外のものも入れたいと思っておりますが、やはりあの、多くの生産者がおられますので、そこら辺のルール化といいますか、どうして特定の人だけのお米だということが、仮になっても、それはまずいので、そこら辺のルール化を図って、お米とかそれ以外の産品を増やしていきたいというふうに思います。あと今回は、一律に1万円以上の場合は4,000円相当となっておりますが、ほかの市町村では、例えば10万以上だったら4万円とか、5万円とか、っていうその、寄附額に応じた返品の品も連動してくるということがありますので、その辺も含めて、今後、検討していきたいというふうに思います。今回の商品は、単品では、決して金額が高いものではありませんので、今回このような形になってますが、将来、単品で高いものが、ここに入れることが可能になれば、それと併せて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒仁也君。

○8番（目黒仁也君） 第二弾はいつ頃の予定でございますか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 何月までは申し上げられませんが、27年度中には第二弾をやりたいなというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） またこのふるさと納税、続きで質問します。どうも納得できないんです。今の総合政策課長だと、1万円以上の寄附の方にこの礼品のうち1点という、今までの過去、みんな1万円ずつだったのか。高額、10万だとどうするとかっていうの、今後の課題だという話ですけども、まあ、その、例えば2万の人には2個とか、5万の人は5個とか、

今回はそういう考えがないというような感じで説明を聞いていたんですけども、よく見ると、この品物一つが、送料込みで4,000円の検討ですよ。これ見て、まあ、うちのほうは送料込みで4,000円かかって、1万円の人に出すっていうことですから、それはいいんですけど、受け取った人、1万円出したんですけども、これ、4,000円相当くらいに感じる品物がこれ、10個あって、10個感じられるのかなというのがあるんですけども。その辺のところはどういう検討をされたのか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） たしかに2枚目の写真はそれぞれ、ぜんまい綿毛コースターだと、コースターが2枚しか入ってませんので、これで4,000円するのかということになります。ですから、そこら辺は結果として、例えば4枚とか、そういうことになろうかと思えます。あくまでも4,000円相当ということですので、これは商品の紹介としてここに、ちょっと書かせていただきましたので、そこら辺は数量調整は4,000円相当になるまでしていくというふうな考え方でございます。

○9番（大塚純一郎君） マイクなしで質問（聴き取り不能）

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 現在は、現在のところはそのようなことです。今後、10万とか、さらに多くの寄附をいただいた方についても、そのままがいいのかということ、当然あるかと思えますので、それはあの、商品のラインナップが充実することに伴って、併せて検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第2号 平成26年度只見町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時、休議いたします。

5分間休議いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時14分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、休議前に引き続き、会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） ここでお諮りをいたします。

町長より、議案第3号 財産の取得について、同意第1号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについての提出がありました。

総務厚生常任委員長より、委員会継続審査・調査申出が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3とし審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 財産の取得について、同意第1号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて、並びに委員会継続審査・調査申出を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題とすることに決定をいたしました。

追加議案及び資料を配付させます。

[追加議案及び資料配付]

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第1、議案第3号 財産の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） それでは、議案第3号 財産の取得についてを説明いたします。

まず名称、種類、数量でございますが、内視鏡システム一式。契約の方法につきましては指名競争入札。それから購入金額でございますが、982万8,000円。購入の相手方ですが、福島県福島市松波町8番13号、株式会社山陽、代表取締役、鈴木孝ということでございます。これにつきましては12月で補正をいただいているものでございます。診療所の4月よりの胃カメラ実施に係るものでございますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第3号 財産の取得については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、追加日程第2、同意第1号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） 同意第1号としまして、教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

教育委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。住所、只見町大字叶津字居平449番地の2。氏名は長谷部和子でございます。生年月日、昭和33年11月16日。よろしく願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） お諮りをいたします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論は行わず採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

尚、採決の方法については、議会申し合せ先例集の規定に基づき、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場 閉鎖〕

○議長（齋藤邦夫君） ただ今の議員数は12名です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則32条第2項の規定によって、立会人、1番、中野大徳君、2番、藤田力君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げますけれども、本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙を配付ください。

〔投票用紙 配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱 点検〕

○議長（齋藤邦夫君） 以上、会議規則第29条第2項の規定によって、職員が投票箱の点検を行いました。異常なしと認めますか。異常ありませんか。

〔異常なし〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、ただ今から投票を行います。1番議員から順に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（齋藤邦夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

中野大徳君、藤田力君、開票の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票。有効投票12票。無効投票ゼロ票。有効投票のうち賛成12票。反対ゼロ票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、同意第1号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のおり可決されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場 開放〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎委員会継続審査・調査申出

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、追加日程第3、委員会継続審査・調査申出を議題といたします。

総務厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査・調査について別紙のとおり申し出がありましたが、これを認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から、総務厚生委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査を認めることに決定をいたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれを持って散会いたします。

どうもご苦勞様でした。

（午前11時26分）